

## 来年度の税制「法人減税と個人増税」(日本)

### 1. 「来年度(2011年度)の税制」は？

政府は先週16日の臨時閣議で、「2011年度税制改正大綱」を決定しました。今回の注目点は、経済の活性化や雇用拡大を目的とする法人税減税です。地方税を含めた実効税率は、先進国で最高水準の40%から、来年度以降5%引き下げられるなど、企業の税負担が軽くなります。

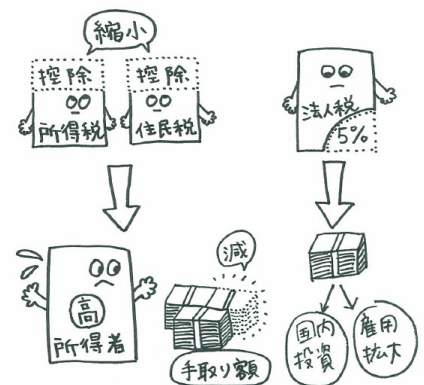
一方、個人向けの税制は、所得税の控除縮小など高所得者や富裕層の負担が増える内容となりました。

### 2. 最近の動向

発表された「2011年度税制改正大綱」に基づく財務省の試算結果(国税分)では、企業関連は5,800億円の減税、個人は4,900億円の増税、実質的な減税は900億円になるとしています。

個人向けの所得税や住民税の控除の縮小が決まったことで、年収1,500万円を上回る高所得者層は、年間の手取り額が減る世帯の拡大が予想されます。また、相続税の基礎控除の縮小により、高額な遺産を相続する場合、相続税が膨らむ可能性があります。

一方、企業の税負担は軽減される方向ですが、軽減分を埋める新たな財源の確保には、まだ不透明な点が残っています。



### 3. 今後の展開

今回の決定で気になる点は、先の衆議院議員選挙や参議院議員選挙で、あれだけ議論の対象となった「消費税」の増税に触れていないことです。「消費税」の増税は、日本の税制改革で避けて通ることのできない重要なポイントです。国民全体で公平に負担する「消費税」の増税を避けて、税金を取りやすい高所得者層を中心に課税を強化するようにも見える今回の決定は、不公平感など新たな問題を生む可能性もあります。そして、高所得者や富裕層などの税負担が高まることで、国内の消費動向に影響が生じる可能性も出てきます。

政府は今回の決定を受けて、来年1月に税制改正関連法案を国会に提出することになります。しかし、今の参議院は野党が多数であり、衆議院と参議院で「ねじれ現象」が生じています。仮に税制改正関連法案を含む予算関連法案が来年3月までに成立しない場合、来年度の予算執行に支障が出てくる可能性もあります。様々な段階を経てまとめられた来年度の「税制改正大綱」も、実現に至るまでの過程で、いくつかのハードルを越える必要がありそうです。

弊社マーケットレポート [検索!!](#)

2010年12月17日【デイリー No.776】米国・日本・ユーロ圏の雇用関連統計(11月)～ユーロ圏も2011年には失業率の上昇に歯止め～

2010年12月15日【キーワード No.468】法人税減税「5%引き下げ」(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

## 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社